

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区八雲三丁目一五番、最後の住所千葉県鴨川市太尾七二番地一

被相続人 亡 大岡恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マキユリー千葉六階 すみれ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 東 耕三
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区中央本町三丁目一四番、最後の住所東京都足立区中央本町三丁目一四番二五〇四二番 被相続人 亡 武田 貢一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新石ビル一〇階 田辺総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 友常 理子
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区六町三丁目一二番、最後の住所東京都足立区花畑五丁目八番七二一三〇五号 被相続人 亡 菊地 正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

事務所東京都千代田区丸の内二一六一一丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大室 幸子
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市森野四丁目六番、最後の住所東京都町田市森野四丁目八番三九号コモンズ 被相続人 亡 志知 恵津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

東京都府中市宮西町二丁目一三番地三TN K第二ビル三〇二号 櫻井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 櫻井 一成
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区池上新町二丁目二五番地、最後の住所川崎市中原区市ノ坪五八一番地一市ノ坪住宅二〇九 被相続人 亡 石田 博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

川崎市幸区幸町二丁目六九〇番地九ウイラ多摩川一〇三 相続財産清算人 弁護士 佐藤 恵太
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市粟島町三丁目六番、最後の住所富山県富山市粟島町三丁目六番三〇号 被相続人 亡 南部 恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

富山県富山市西田地方町二一六一一〇山田・中山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中山 敦雄
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森寺裏三三八番地、最後の住所愛知県小牧市大字入鹿出新田八七四番地ナースィングホーム寿々 小牧 貴弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

名古屋市中区丸の内二丁目六番二一〇号アークセス丸の内ビル五階 鈴木貴夫法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井上和香奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市八王子町清水上八六番地九、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 菰田 政幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

愛知県豊橋市呉服町三六番地大丈ビル三階清水政和法律事務所
相続財産清算人 弁護士 清水ちはる
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡与謝野町字男山九一八番地三、最後の住所京都府与謝郡与謝野町字男山九一八番地三 被相続人 亡 下森 敦己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

事務所京都府舞鶴市宇引土二五七番地二サコダビル二階 黒木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 黒木 寿
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市宇引土二五七番地二、最後の住所京都府舞鶴市宇引土二五七番地二 被相続人 亡 新井五郎こと 朴 君鉉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

事務所京都府舞鶴市宇引土二五七番地二サコダビル二階 黒木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 黒木 寿
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市山本町北七丁目八番、最後の住所京都府相楽郡精華町柏田二丁目六番地四 被相続人 亡 宮本 康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

京都市中京区丸太町通烏丸東入光り堂町四二〇 京都インベリアルビル五階 洛新法律事務所
相続財産清算人 弁護士 野澤 健
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府南丹市日吉町木住大洞二〇番地三、最後の住所大阪府高槻市大手町三番一〇二二番 被相続人 亡 森永 絹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

大阪市中央区本町二丁目六番八号センバ・セントラルビル二階 本町パートナーズ法律会計事務所
相続財産清算人 弁護士 小坂 直義
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島市中町石田一五四〇番地一、最後の住所大阪府大阪市都島区友測町一丁目六番四一二〇六号 被相続人 亡 高橋 和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

大阪府北区梅田一四一四一六〇七大阪駅前第四ビル一六階 相続財産清算人 弁護士 村上 崇

第40期決算公告

令和8年10月6日
青森県八戸市大字尻内町字下毛合清水1番地3

株式会社大三建設

代表取締役 小向 豊和

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科目		金額(千円)
資産部	流動資産	602,397
	固定資産	3,852
	合計	606,249
負債純資産及び部	流動負債	124,557
	流動負債	481,692
	流動負債	20,000
	流動負債	461,692
	流動負債	5,000
	流動負債	456,692
	流動負債	(57,709)
合計		606,249